

○八戸市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 28 日 条例第 27 号

改正

昭和 46 年 6 月 30 日 条例第 25 号

昭和 53 年 3 月 30 日 条例第 7 号

平成 8 年 6 月 28 日 条例第 15 号

平成 12 年 3 月 29 日 条例第 5 号

平成 24 年 9 月 26 日 条例第 24 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 八戸市地域防災計画及び非常災害の緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 青森県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防団長

(7) 市長が委嘱する八戸地域広域市町村圏事務組合の消防長

(8) 市長が委嘱する八戸圏域水道企業団の副企業長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(11) その他公共的団体の構成員のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年八戸市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「建築審査会の委員」を「建築審査会の委員 防災会議の委員」に改める。

附 則（昭和 46 年 6 月 30 日 条例第 25 号）

この条例は、昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 30 日 条例第 7 号）

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 28 日 条例第 15 号）

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日 条例第 5 号抄）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日 条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。